

政令第 号

出入國の管理に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（目的）

第一條 この政令は、連合國最高司令官の許可を得て本邦に入國し、又は本邦から出國するすべての人（公務のため出入國する占領軍の軍人及び軍属並びにこれらの家族を除く。）の出入國（以下出入國）という。この管理、不法入國の取締及び不法入國者等の送還に関する関係行政機関の事務の連絡調整並びにこれらの実施に必要な行政機関及び職員について規定することを目的とする。

（入國管理部の設置）

第二條 外務省管理局に、入國管理部を置く。

(入國管理部の事務)

第三條 入國管理部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 出入國の記録を整備すること。
- 二 入國監理官の行う事務に関すること。
- 三 前二号に掲げるものの外、出入國の管理に関すること。
- 四 不法入國の取締及び不法入國者等の送還に関する関係行政機関の事務の連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる事務に関し、連合國官憲と連絡すること。

(入國監理官)

第四條 出入國に際し、権限のある公的機関の発行する旅券又はこれに代わるべき書類に証印させるため、税関、に入國監理官を置く。

2 外務大臣は、入國監理官の行う事務について税関長を指揮監督する。

裏面白紙

3 入國監理官が置かれる税関は、大蔵大臣が外務大臣と協議して定める。

(出入國管理連絡協議会)

第五條 出入國の管理並びに不法入國の取締及び不法入國者等の送還に関する関係行政機関の事務の連絡調整を図るため、外務省の附属機関として出入國管理連絡協議会を置く。

2 出入國管理連絡協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中	「外務省 政務局」	情報部	を	「外務省 政務局」	情報部 入國管理部
-------	--------------	-----	---	--------------	--------------

に改める。

3 外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十号を第二十一号とし、以下一号ずつ繰下げ、同條第十九号の次に次の一号を加える。

二十 出入國の管理並びに不法入國の取締及び不法入國者等の送還に関する關係行政機關の事務の連絡調整に関すること。

第五條に次の一項を加える。

3 管理局に、出入國の管理に関する政令（昭和二十四年政令第 号）により、入國管理部を置く。

第十條に次の一項を加える。

八 出入國の管理並びに不法入國の取締及び不法入國者等の送還に関する關係行政機關の事務の連絡調整に関すること。

同條に次の一項を加える。

2. 入國管理部は、出入國の管理に関する政令の定めるところにより、前項第八号は規定する事務をつかさどる。

第十二條中「中央連絡協議会」を「中央連絡協議会
出入國管理連絡協議会」
に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 出入國管理連絡協議会に関しては、出入國の管理に関する政令の定めるところによる。

4 大藏省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十條第四号の次に次の一号を加える。

五 旅券又はこれに代わるべき書類の証印に関すること。

5 関税法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一百一條ノ五第一項中「外國ニ出國セントスル者」の下に「公務ノ爲出入國スル占領軍ノ軍人及軍属並ニ其ノ家族ヲ除ク」を加え、「其ノ査証」を「之ニ入國監理官ノ証印」に改め、同條第二項中「税関官吏」を「入國監理官」に改める。

6 財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の見出し中「旅券査証等」を「旅券証印等」に、同條第一項中「出國の際税関職員に」を「出國の際税関に」に、「その査証」を「これに入國監理官の証印」に、「この場合において、税関職員は」を「この場合において、入國監理官は」に、同條第二項中「税関職員」を「入國監理官」にそれぞれ改める。

外務大臣
大藏大臣
内閣総理大臣

裏面白紙